

各種担保責任

【民法の各規定における担保責任の比較】

担保責任者	担保責任の内容
売主（民法 570 条, 566 条）	契約解除 損害賠償請求 強制競売の場合は適用なし
共有物分割における共有者（民法 261 条）	持分に応じて売主と同様の責任
遺産分割協議における共同相続人（民法 911 条）	相続分に応じて売主と同様の責任
債権譲渡人	債権譲渡の原因になった契約に基づく担保責任を負う 売主が債務者の資力を担保した場合の推定規定あり（民法 569 条）
贈与者（民法 551 条）	原則、担保責任を負わない ただし、瑕疵の存在を知らずながら告げなかった場合は、責任を負う 負担付贈与の場合は、その負担の限度において売主と同様の責任を負う
消費貸借における貸主（民法 590 条）	利息付の場合は、瑕疵のない物の給付と損害賠償請求 無利息の場合は、借主は瑕疵ある物の価額の返還ができるにとどまる ただし、隠れた瑕疵の存在を知らずながら告げなかった場合は、利息付の場合と同様の責任を負う
請負人（民法 634 条, 635 条）	瑕疵修補請求 損害賠償請求 契約解除 ただし、建物その他の土地の工作物の場合は契約解除できない ※瑕疵は「隠れたもの」でなくてもよい

1 売主の瑕疵担保責任

売買の目的物に隠れた瑕疵があったときは、民法 566 条の規定を準用する（民法 570 条本文）。従って、損害賠償請求が認められ、瑕疵があるため契約をした目的を達することができない場合には、契約の解除が認められる。

この担保責任の法的性質には争いがあるが、特定物の給付については、その給付が終われば債務は消滅することから（民法 483 条）、売買契約の有償性にかんがみ、両給付の対価性を維持して当事者間の公平を貫き、買主を保護するため、法が特に認めた責任である（法定責任説）。

ただし、強制競売の場合は、瑕疵担保責任の規定は適用されない（民法 570 条ただし書）。

競売は債務者の意思に基づかずに行われるし、また、第二次責任者としての債権者（民法 568 条 2 項）も物の性状を知る機会が少ないからである。

2 有償契約への準用

売買の規定は、売買以外の有償契約について準用する。ただし、その有償契約の性質がこれを許さないときは、この限りでない（民法 559 条）。

例えば、交換、賃貸借等につき民法 570 条が準用される。

3 分割における共有者の担保責任

各共有者は、他の共有者が分割によって取得した物について、売主と同じく、その持分に応じて担保の責任を負う（民法 261 条）。従って、共有物の分割によって取得した物に隠れた瑕疵があった場合には、他の共有者は、売主と同様に持分の割合に応じて瑕疵担保責任を負う（民法 570 条本文、566 条）。

共有物分割が持分権の売買・交換を意味するからである。

4 共同相続人間の担保責任

各共同相続人は、他の共同相続人に対して、売主と同じく、その相続分に応じて担保の責任を負う（民法 911 条）。

例えば、A が死亡して相続人が B、C、D である場合において、遺産分割により B は建物所有権を取得したが、その建物に隠れた瑕疵があったときは、B は、C、D に対して相続分に応じて損害賠償を請求することができ、瑕疵によって遺産分割の目的を達することができないときは、遺産分割の協議の解除をすることができる（民法 570 条本文、566 条 1 項）。

共有物に関する民法 261 条と同一内容の規定であり、共同相続人間の公平を図る趣旨である。

5 債権譲渡人の担保責任

譲渡された債権の不存在、債務者の無資力の場合に譲渡人がどのような責任を負うかは、専ら原因たる売買、贈与などの担保責任の問題である。

債権の売主の責任については、債務者の資力担保についての民法 569 条の規定がある。

その他の場合には、物の贈与、譲渡担保等において目的物に瑕疵があった場合に準じて考えられる。

6 贈与者の担保責任

(1) 贈与者は、贈与の目的である物又は権利の瑕疵又は不存在について、その責任を負わない。ただし、贈与者がその瑕疵又は不存在を知りながら受贈者に告げなかったときは、この限りでない（民法 551 条 1 項）。

贈与者は、目的物を現状のままで交付する意思を有するのが通常であることから、その物又は権利の瑕疵又は不存在について、担保責任を負わせないのである。贈与者は原則として担保責任を負わない。しかし、例外的に、贈与者がその瑕疵又は不存在を知りながら受贈者に告げなかったときは、担保責任を負う。

(2) 負担付贈与については、贈与者は、その負担の限度において、売主と同じく担保の責任を負う（民法 551 条 2 項）。

負担付贈与においても、その負担の限度においては、両当事者の給付は対価関係にあるからである。

7 消費貸借における貸主の担保責任

(1) 利息付きの消費貸借において、物に隠れた瑕疵があったときは、貸主は、瑕疵がない物をもってこれに代えなければならない。この場合においては、損害賠償の請求を妨げない（民法 590 条 1 項）。

金銭の消費貸借における「隠れた瑕疵」ということは、通常起こり得ない。しかし、米、酒などの消費貸借において、有償契約である利息付消費貸借の借主を保護する趣旨である。

(2) 無利息の消費貸借においては、借主は、瑕疵がある物の価額を返還することができる。この場合において、貸主がその瑕疵を知りながら借主に告げなかったときは、民法 590 条 1 項の規定を準用する（民法 590 条 2 項）。

無利息の場合、借主が恩恵的に目的物を貸与されたにとどまるし、さらに損害賠償の請求

をもなし得るとすると、不合理な結果となるから、通常は、利息付きの場合と異なり、借主は、民法590条1項のような瑕疵担保責任を貸主に問うことはできない。

もっとも、貸主が隠れた瑕疵を知らずながら告げなかった場合には、その責任を問うことができる。贈与に関する民法551条1項と同じ趣旨である。

8 請負人の担保責任

(1) 仕事の目的物に瑕疵があるときは、注文者は、請負人に対し、相当の期間を定めて、その瑕疵の修補を請求することができる。ただし、瑕疵が重要でない場合において、その修補に過分の費用を要するときは、この限りでない（民法634条1項）。

注文者は、瑕疵の修補に代えて、又はその修補とともに、損害賠償の請求をすることができる（民法634条2項前段）。

仕事の目的物に瑕疵があり、そのために契約をした目的を達することができないときは、注文者は、契約の解除をすることができる。ただし、建物その他の土地の工作物については、この限りでない（民法635条）。

(2) この瑕疵担保責任の法的性質は、民法559条の特則であるのみならず、債務不履行（民法415条）の特則であると一般に解されている。請負人が完成した仕事の瑕疵は、単に材料の瑕疵のみならず、請負人の仕事の完成の不完全さによっても生じるからである。

売主の瑕疵担保責任と異なり、「隠れた」瑕疵である必要はない。売買の場合と異なり、瑕疵が報酬額の決定に影響を及ぼすことはなく、専ら修補又は損害賠償の問題となるからである。

建物その他の土地の工作物について解除が認められないのは、このような請負につき解除を認めると、請負人に莫大な損害を被らせるおそれがあるし、ひいては、社会経済上の損失を招くこととなるからである。